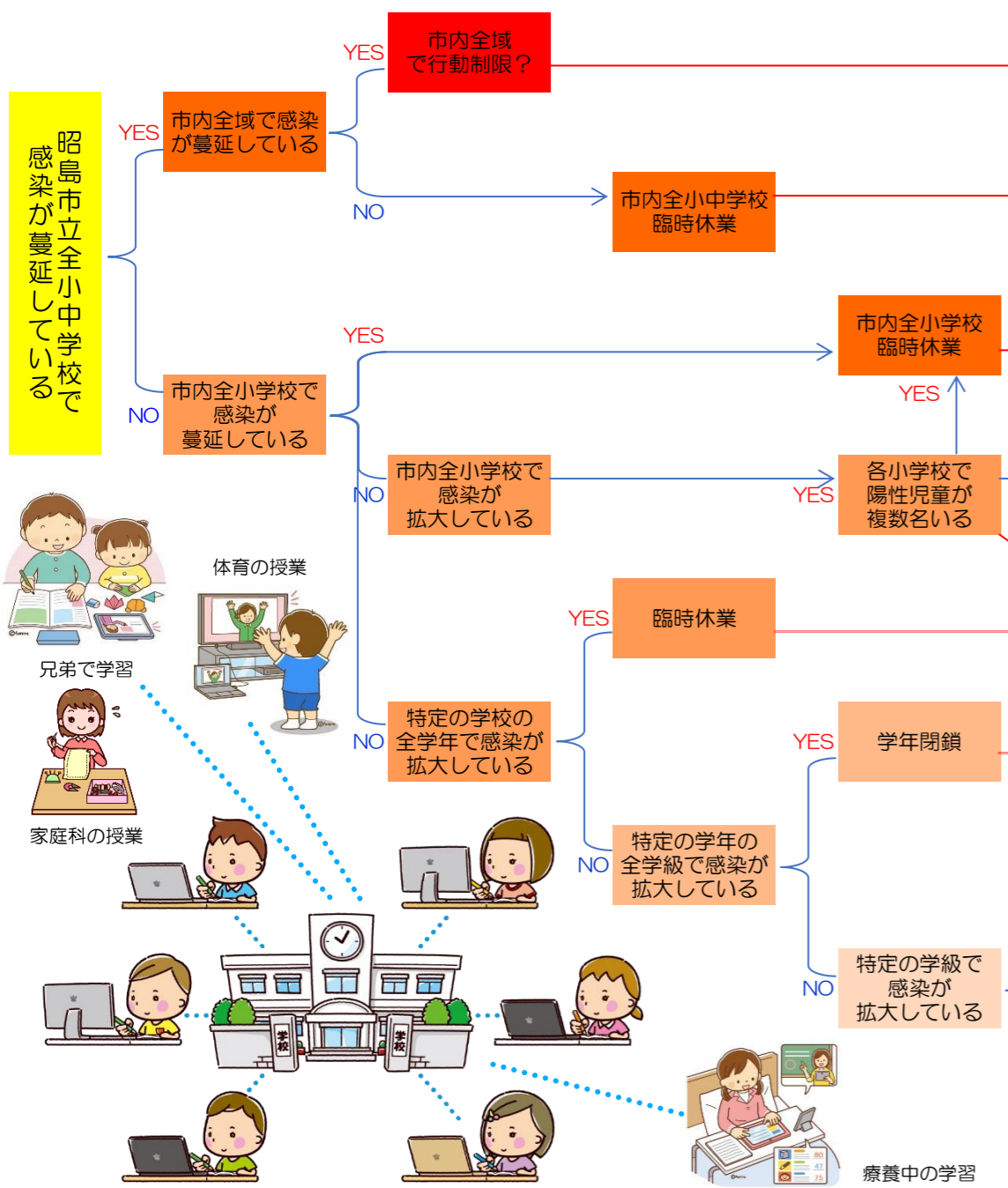


子供たちの「かけがえのない命」「健やかな心と体」「豊かな学び」を保障するための【オンライン授業】実施フローチャート（試作）案



【感染症対策の基本方針】

- 学校における学びや友達とのかかわり、居場所としての役割を保障するため、学校と家庭が連携して、可能な限り感染症対策を徹底しながら、教育活動の維持・継続に取り組むこと。
- 変異株の急激な感染リスクの高まりに今まで以上の危機感を持ち、感染症対策の徹底を継続し、集団から新たな濃厚接触者を出すことを最大限防止しながら、教育活動の充実に努める。
- 児童の心身の状況の把握と心のケアに努め、感染不安や感染予防をはじめ登校できない児童にはオンライン等を活用した個別の対応を行う。
- 誰一人取り残すことなく、児童に寄り添い、安全・安心に配慮した教育環境を整える。

感染症対策の優先順位

「かけがえのない命」「健やかな心と体」「豊かな学び」

主体的・対話的で、深い学びができる学校に向けて全力投球

オンライン授業の要件

- ・適切な指導計画の位置付け
- ・適切な学習状況の把握
- ・同時双方向型のオンライン
- ・課題の配信、提出
- ・質疑応答、意見交換 など

【タブレット端末によるオンライン授業の活用】

- オンライン授業で期待できる効果
 - ① 学級閉鎖や出席停止等、児童が登校できない場合の学びの保障。
 - ② 学校と児童との連絡、相談等、心のつながりを担保する手立て。
 - ③ 児童と教員が在宅することで、通学・通勤、校内での感染を防止。
 - ④ 校内で活動できない歌唱、管楽器、調理実習などに有効である。
- 解決すべき課題
 - ① 豊かな学び・健やかな育成等、教育の保障・機会均等の保障のために対面による教育活動を維持、継続することが大前提である。
 - ② 各学校の状況に応じて、適時、適切に実施する体制を整備する。目的・内容に応じて、実施学年・教科・方法など柔軟に編成する。
 - ③ 特に小学校においては、給食（昼食の確保）、在宅時の安全・防犯、学童、保護者の休業、ネット環境・操作の支援などが不可欠。
 - ④ ご家庭の支援が必須となるため、常に保護者のニーズを把握する。兄弟への対応が異なるような配慮も必要。

フェーズ	レベル	命の保障	学びの保障
E・クライシスコントロール	14	新型インフルエンザ等対策特別措置法・学校教育法施行規則63条適用レベル	全日オンライン授業を実施し 健康観察 学びの保障と心身の健康の維持に努める
	13		オンライン授業を基本としつつ 三密を避けた分散登校日 分散授業日を設けるなど 健康観察 学びの保障と心身の健康の維持に努める
	12		オンライン授業を基本としつつ 三密を避けた分散登校日 分散授業日を設けるなど 健康観察 学びの保障と心身の健康の維持に努める
D・ダメージリカバリー	11	学校保健安全法20条適用レベル	オンライン授業を基本としつつ 三密を避けた分散登校日 分散授業日を設けるなど 健康観察 学びの保障と心身の健康の維持に努める
	10		オンライン授業を基本としつつ 三密を避けた分散登校日 分散授業日を設けるなど 健康観察 学びの保障と心身の健康の維持に努める
	9		オンライン授業を基本としつつ 三密を避けた分散登校日 分散授業日を設けるなど 健康観察 学びの保障と心身の健康の維持に努める
C・ダメージコントロール	8	学校保健安全法19・20条適用レベル	(例) 対面授業を基本とし 校内における計画的な教育課程を維持する
	7	オミクロン株の急速拡大に伴う緊急対応期間級	各学年の状況に応じて 毎週1回 1時間程度のオンライン授業を可とする (給食有)
	6	都感染レベル4 緊急事態宣言級	全学年で継続的にオンライン授業を試行する (給食有)
	5	都感染レベル3 まん延防止等重点措置級	禁止する 制限する 可とする
B・リスクマネジメント	4	都感染レベル2 リバウンド防止措置期間級	禁止する 制限する 可とする
	3	都感染レベル1 基本的対策徹底期間級	基本的な感染症防止対策を継続する
	2	感染休止期	(例) おおむね通常の教育活動
	1	感染休止	教育活動の制限を廃止する